

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 規 則

|                                                      |   |
|------------------------------------------------------|---|
| ○北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則<br>.....（子ども家庭支援課） | 1 |
| ○情報通信技術の効果的な活用のための関係規則の整備に関する規則…（改革推進課）              | 1 |
| ○栄養士法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則.....（保健福祉部総務課）            | 3 |

### 訓 令

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| ○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令.....（人事課） | 5 |
|---------------------------------------|---|

## 規 則

北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第21号

北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則  
（趣旨）

**第1条** この規則は、北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年北海道条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規則において使用する用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「基準府令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

（児童の居室の面積に関する基準）

**第3条** 条例第16条第4号の規則で定める基準は、児童の居室の面積が1人につき4.95平方メートル（乳児又は幼児のみの居室にあっては、3.3平方メートル）以上であることとする。

2 条例第16条第5号の規則で定める基準は、少年の居室の面積が8平方メートル以上であ

ることとする。

（児童指導員の資格）

**第4条** 条例第22条第5号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- （2）学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- （3）外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- （4）学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準府令第21条第1項第8号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- （5）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- （6）3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

情報通信技術の効果的な活用のための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第22号

情報通信技術の効果的な活用のための関係規則の整備に関する規則  
（個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正）

**第1条** 個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年北海道規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「備え置く」を「備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表する」に改め、同条第3項中「作成」の次に「、閲覧」を加える。

第4条第3項中「備え置く」を「備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表する」に改め、同条第4項中「及び閲覧」を「、閲覧及び公表」に改める。

(北海道居住施設管理規則の一部改正)

**第2条** 北海道居住施設管理規則（昭和39年北海道規則第111号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条中「の上」を「その他適切な方法により」に改める。

別記第4号様式中「立会検査員」を「検査員」に改める。

(北海道自然環境等保全条例施行規則及び都市計画法施行細則の一部改正)

**第3条** 次に掲げる規則の規定中「を掲示しておかなければ」を「により標識その他これに類するもので表示しておかなければ」に改める。

(1) 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）第42条

(2) 都市計画法施行細則（昭和45年北海道規則第82号）第12条

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

**第4条** 身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。

第6条中「場所に掲示しなければ」を「方法により掲示しなければ」に改める。

(北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

**第5条** 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則（平成17年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号イ中「標識」の次に「その他これに類するもの」を加える。

(北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部改正)

**第6条** 北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則（昭和48年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「記録を収録した磁気テープ等」を「電子計算組織により作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」に改める。

(北海道漁港管理条例施行規則の一部改正)

**第7条** 北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第10条の3に後段として次のように加える。

この場合において、当該者は、当該標識の内容についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。

(漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則の一部改正)

**第8条** 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則（昭和48年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第7条に後段として次のように加える。

この場合において、当該者は、当該標識の内容についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。

(河川法施行細則の一部改正)

**第9条** 河川法施行細則（昭和40年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「以下」の次に「この項及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該土石採取者は、当該標札の内容についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。

第5条第3項中「立会」の次に「その他適切な方法による確認」を加える。

(海岸法施行細則の一部改正)

**第10条** 海岸法施行細則（昭和45年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該土石採取者は、当該標札の内容についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。

第9条第2項中「立会」の次に「その他適切な方法による確認」を加える。

(北海道海域管理規則の一部改正)

**第11条** 北海道海域管理規則（昭和55年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該土石採取者は、当該標識の内容についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。

第9条第2項中「立会」の次に「その他適切な方法による確認」を加える。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

**第12条** 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成18年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、当該許可開発者は、当該特定開発行為許可済標識の内容についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。

(北海道屋外広告物条例施行規則の一部改正)

**第13条** 北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。

第17条中「掲示場」の次に「及び道のウェブサイト」を加える。

第24条の4第2項に後段として次のように加える。

この場合において、当該屋外広告業者は、当該屋外広告業者登録票の内容についてイ

ンターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。

（宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部改正）

第14条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和39年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

第6条に後段として次のように加える。

この場合において、これらの者は、当該標識の内容についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。

（住宅地造成事業に関する法律施行細則の一部改正）

第15条 住宅地造成事業に関する法律施行細則（昭和41年北海道規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条に後段として次のように加える。

この場合において、当該事業主は、当該住宅地造成事業認可済標識の内容についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。

（都市緑地法施行細則の一部改正）

第16条 都市緑地法施行細則（平成17年北海道規則第106号）の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

この場合において、当該者は、当該特別緑地保全地区内行為許可標識の内容についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。

（北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第17条 北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則（昭和58年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

第20条中「ならない。」の次に「この場合において、当該許可占有者は、当該標識の内容についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。」を加える。

（北海道下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正）

第18条 北海道下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年北海道規則第36号）の一部を次のように改正する。

第153条第3項中「が指定する職員を立ち合わせて」を「の指定する職員の立合その他適切な方法により」に改める。

（北海道財務規則の一部改正）

第19条 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第75条の2第2項中「場合を含む。）」の次に「及び第368条の2」を加える。

第205条の24第2項中「実地に」を「実地の」に改める。

第349条第3項中「派遣して」を「派遣する検査その他適切な方法により」に改める。

第360条第1項中「記録を収録した磁気テープ等」を「電子計算組織により作成した電磁

的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」に改める。

第368条の2中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

栄養士法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第23号

栄養士法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

（生活保護法施行細則の一部改正）

第1条 生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

別記第41号様式中

「

栄 養 士

」

を

「

栄 養 士  
又は管理  
栄 養 士

」

に改める。

（老人福祉法施行細則の一部改正）

第2条 老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式及び別記第8号様式中

「

|     |     |     |            |            |            |     |                  |          |     |   |
|-----|-----|-----|------------|------------|------------|-----|------------------|----------|-----|---|
| 職 種 | 施設長 | 事務員 | 生 活<br>相談員 | 介 護<br>職 員 | 看 護<br>職 員 | 栄養士 | 機 能<br>訓練<br>指導員 | 調理員<br>等 | 医 師 | 計 |
|-----|-----|-----|------------|------------|------------|-----|------------------|----------|-----|---|

」

を

「

|     |     |     |            |            |            |                        |                  |          |     |   |
|-----|-----|-----|------------|------------|------------|------------------------|------------------|----------|-----|---|
| 職 種 | 施設長 | 事務員 | 生 活<br>相談員 | 介 護<br>職 員 | 看 護<br>職 員 | 栄養士<br>又は管<br>理<br>栄養士 | 機 能<br>訓練<br>指導員 | 調理員<br>等 | 医 師 | 計 |
|-----|-----|-----|------------|------------|------------|------------------------|------------------|----------|-----|---|

」

に、

「

|         |  |  |  |
|---------|--|--|--|
| 施 設 長   |  |  |  |
| 生活相談員   |  |  |  |
| 看 護 職 員 |  |  |  |

」

を

|       |  |  |  |
|-------|--|--|--|
| 栄 養 士 |  |  |  |
| 医 師   |  |  |  |

|                |  |  |  |
|----------------|--|--|--|
| 施 設 長          |  |  |  |
| 生活相談員          |  |  |  |
| 看 護 職 員        |  |  |  |
| 栄養士又は<br>管理栄養士 |  |  |  |
| 医 師            |  |  |  |

に

改める。

別記第23号様式中

| 職 員 |     |    | 施設長 | 事務<br>職員 | 指導員 | 寮母 | 保健師<br>(看護師) | 医師 | 栄養士 | 調理員 | その他 | 計 |
|-----|-----|----|-----|----------|-----|----|--------------|----|-----|-----|-----|---|
|     | 定 数 |    | 人   | 人        | 人   | 人  | 人            | 人  | 人   | 人   | 人   | 人 |
|     |     |    | 人   | 人        | 人   | 人  | 人            | 人  | 人   | 人   | 人   | 人 |
| 員   | 現 員 | 専任 | 人   | 人        | 人   | 人  | 人            | 人  | 人   | 人   | 人   | 人 |
|     |     |    | 人   | 人        | 人   | 人  | 人            | 人  | 人   | 人   | 人   | 人 |
|     |     | 兼任 | 人   | 人        | 人   | 人  | 人            | 人  | 人   | 人   | 人   | 人 |
| 員   | 員   |    | 人   | 人        | 人   | 人  | 人            | 人  | 人   | 人   | 人   | 人 |

を

| 職 員 |     |    | 施設長 | 事務<br>職員 | 指導員 | 寮母 | 保健師<br>(看護師) | 医師 | 栄 養 士<br>又は管理<br>栄 養 士 | 調理員 | その他 | 計 |
|-----|-----|----|-----|----------|-----|----|--------------|----|------------------------|-----|-----|---|
|     | 定 数 |    | 人   | 人        | 人   | 人  | 人            | 人  | 人                      | 人   | 人   | 人 |
|     |     |    | 人   | 人        | 人   | 人  | 人            | 人  | 人                      | 人   | 人   | 人 |
| 員   | 現 員 | 専任 | 人   | 人        | 人   | 人  | 人            | 人  | 人                      | 人   | 人   | 人 |
|     |     |    | 人   | 人        | 人   | 人  | 人            | 人  | 人                      | 人   | 人   | 人 |
|     |     | 兼任 | 人   | 人        | 人   | 人  | 人            | 人  | 人                      | 人   | 人   | 人 |
| 員   | 員   |    | 人   | 人        | 人   | 人  | 人            | 人  | 人                      | 人   | 人   | 人 |

に改める。

(北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部改正)

**第3条** 次に掲げる規則の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

- (1) 北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第85号）第4条第10項及び第11条第11項
- (2) 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）第12条第2号
- (3) 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成26年北海道規則第84号）第5条第5項第2号、第10条第7項第2号及び第11条第1項第2号

(北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第4条** 北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第4条第11項各号列記以外の部分及び同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第5条** 北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

第5条第8項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第12条第7項各号列記以外の部分及び同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第6条** 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第9項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に作成されている第1条の規定による改正前の生活保護法施行細

|                                                                                                                                                                                                       |       |       |         |         |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|---------|---------|-------|
| 則別記第41号様式による台帳は、同条の規定による改正後の生活保護法施行細則別記第41号様式による台帳とみなす。                                                                                                                                               |       |       |         |         |       |
| 3 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の老人福祉法施行細則（以下「改正前の老人福祉法施行細則」という。）別記第7号様式又は別記第8号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の老人福祉法施行細則（以下「改正後の老人福祉法施行細則」という。）別記第7号様式及び別記第8号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。 |       |       |         |         |       |
| 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の老人福祉法施行細則別記第23号様式による台帳は、改正後の老人福祉法施行細則別記第23号様式による台帳とみなす。                                                                                                                       |       |       |         |         |       |
| 訓 令                                                                                                                                                                                                   |       |       |         |         |       |
| 北海道訓令第2号                                                                                                                                                                                              |       |       |         |         |       |
| 本 庁                                                                                                                                                                                                   |       |       |         |         |       |
| 「                                                                                                                                                                                                     |       |       |         |         |       |
| 就業手当に相当する退職手当の支給経過                                                                                                                                                                                    |       |       |         |         |       |
| 回 数                                                                                                                                                                                                   | 受付年月日 | 支給年月日 | 支 給 日 数 | 支 給 金 額 | 支給残日数 |
| 第 回                                                                                                                                                                                                   | 年 月 日 | 年 月 日 | 日       | 円       | 日     |
| 第 回                                                                                                                                                                                                   | 年 月 日 | 年 月 日 |         |         |       |
| 第 回                                                                                                                                                                                                   | 年 月 日 | 年 月 日 |         |         |       |
| 」                                                                                                                                                                                                     |       |       |         |         |       |
| 別記第6号様式の2を次のように改める。                                                                                                                                                                                   |       |       |         |         |       |
| 別記第6号様式の2 削除                                                                                                                                                                                          |       |       |         |         |       |
| 附 則                                                                                                                                                                                                   |       |       |         |         |       |
| 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。                                                                                                                                                                               |       |       |         |         |       |
| 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第2号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第2号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。                                                      |       |       |         |         |       |